

熊本地震に伴う長崎県国土強靱化地域計画の修正について（概要）

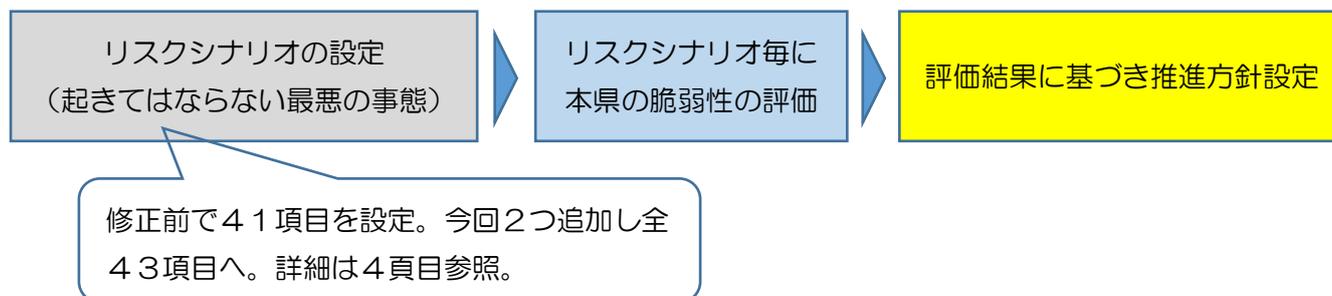
平成27年12月に国土強靱化基本法の規定に基づき策定した「長崎県国土強靱化地域計画」について、平成28年4月の熊本地震に伴う本県防災対策の課題検証結果や、九州地方知事会による熊本地震に関する検証結果等を踏まえて修正をしました。

記

●「長崎県国土強靱化地域計画」の主な修正点（概要）

- 当計画は、原則5年に1度見直すこととしているが、熊本地震を受けて足らざる部分等がないか検証をした結果、本県の強靱化を推進するにあたり平時から備えておくべき項目が浮かび上がったことから、今回、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を2つ追加し、これらに対応する推進方針を新たに盛り込んだ。

（参考）当計画の策定手順（概要）



●追加したリスクシナリオ（概要）

リスクシナリオその1：「避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態」

【本県の脆弱性】

- 熊本地震時には、家族の介護・介助やプライバシー確保に対する不安、ペット同伴等の理由から車中やテントでの避難生活を選択した被災者がいたこと、また、これらの被災者の把握が容易ではなく食料や物資が行き届かなかった等の問題が発生。
- 本県市町のうち、5市町しか避難所運営マニュアルを作成していない、高齢者・障害者等の個別支援計画の策定が進んでいないなどの状況から、大規模災害発生時には本県でも同様の事態に陥る可能性がある。

【設定する推進方針】

（別添計画28頁）

- 国が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や各種ガイドラインに基づき指定避難所の環境整備を進めるとともに、避難所設営・運営マニュアルを策定し、地域住民による主体的な避難所運営に資する訓練の実施により、その実効性を検証するなど、市町における平時からの取組を、説明会の開催や個別相談への対応などにより支援する。

(別添計画 28 頁)

- 車中避難者対策について、市町における次の取組を、説明会の開催や個別相談への対応などにより支援する。
 - ① 警察・消防、保健師のほか、自治会や自主防災組織、消防団等の地元住民も活用した実態把握の方法を避難所運営マニュアル等で定めておく。
 - ② 指定避難所の環境整備を進めるとともに、指定避難所の役割や支援内容について、自治会等の地元住民とも連携しながら周知する。
 - ③ 車中泊避難者については、発生することを前提に、エコノミークラス症候群対策（予防法のチラシ配布等）を講じておく。
 - ④ 避難者が求める情報の迅速かつ計画的な公表のために、速報性や拡散性の高い SNS（公式 Twitter や Facebook）を活用する。

(別添計画 28 頁)

- 国が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」、県で策定した「長崎県災害時動物救護対応ガイドライン」や「避難所等におけるペット受入れ対応マニュアル」を市町に周知する。あわせて、災害時のペット診療相談体制について県獣医師会との連携を強化する。また、ペット受入れが可能な避難所を選定したら公表するとともに、避難所でのペット飼育の基本的ルールも併せて周知することにより、普段から飼い主が準備すべきことを啓発するよう市町に助言する。

(別添計画 28 頁)

- 避難所運営にあたっては、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズに配慮し、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映できるよう、女性等、多様な主体が参画することが肝要であり、市町が避難所設営・運営マニュアルを作成するにあたっては、その点に配慮するよう助言する。

(別添計画 28 頁)

- 個別支援計画については、県内や全国の先進事例を横展開できるように、課題を整理したうえで、未着手の市町に策定を働きかける。また、災害福祉広域支援ネットワークを構築するため、県内の福祉保健関係団体と協定を締結する。

リスクシナリオその 2 : 「住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態」

【本県の脆弱性】

- 熊本地震時には、人員不足等の理由から建物や土地の危険度判定が進まず、その後の罹災証明の発行にも時間を要したなど、被災者の生活再建に支障が出る事態が発生。
- 本県については、組織的、迅速に危険度判定に取り掛かれる体制が整っていないこと、仮設住宅用地候補の現状把握ができていないなどの状況にあることから、大規模災害発生時には本県においても同様の事態に陥る可能性がある。

【設定する推進方針】

(別添計画 22 頁)

- 大規模地震等による建築物及び宅地の被災状況をいち早く調査し、二次的な被害を防ぐため、「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続して行い、判定活動の実施体制を確立するため、市町と連携した協議会を組織し、関係団体との協定を推進する。

(別添計画 24 頁)

- 災害発生時の仮設住宅の早期建設のため、建設候補地の事前選定及び候補地リストの更新を行い、仮設住宅用地の確保に努める。

(別添計画 24 頁)

- 市町の罹災証明発行事務が円滑に行われるよう、被害認定調査から罹災証明書の交付までの業務に精通した人材について、国の防災担当機関等と連携しながら育成を推進する。

●その他の修正の概要（既存の推進方針の修正 ※主なもの）

(ソフト関係)

- 被災時の県庁機能の低下を回避するため、職員の初動対応マニュアルの整備、被災市町への県職員派遣などの広域応援体制の構築推進を追記。 など

(ハード関係)

- 市町庁舎の耐震化を推進するため、長崎県耐震改修促進計画による防災拠点への指定促進を追記。
- 建物倒壊等による道路の閉塞を防ぐため、「地震時に緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物」の耐震診断、耐震改修計画作成、改修工事への補助事業整備、道路啓開計画策定を追記。 など

※別添の計画中、下線（波線）部分が今回新たに文言を追加（又は修正）した部分です。

長崎県が想定する基本目標、事前に備えるべき目標、起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		
① 人命保護が最大限に図られる	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や斜面地等にある住宅密集地における火災による死傷者の発生	
		1-2	学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
		1-5	土砂災害・火山災害（雲仙岳）・溶岩ドーム崩壊等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性が高まる事態	
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間の停止	
		2-2	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態	
		2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
		2-4	警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足	
		2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶	
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的な不足・被災、支援ルートの途絶による医療機関の麻痺	
2-7		被災地における疫病・感染症等の大規模な発生		
② 本県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	
		3-2	信号機の前面停止等による重大交通事故の多発	
		3-3	長崎県内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力の供給停止等による情報通信の麻痺や長期間の停止	
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
		5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下
			5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
			5-3	コンビナート（佐世保市・松浦市・新上五島町）・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
5-5	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止			
5-6	食料等の安定供給の停滞			
④ 迅速な復旧作業	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	
		6-5	異常湧水等により用水の供給の途絶	
⑤ 南海トラフ巨大地震に備えた東九州等のバックアップ機能の確保	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
		7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
		7-5	有害物質の大規模拡散による被害の拡大	
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
		7-7	風評被害等による経済等への甚大な影響	
⑥ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-6	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	
⑦ 大規模自然災害が発生したとしても、離島・半島の孤立地域の発生を回避する	9 大規模自然災害が発生したとしても、離島・半島の孤立地域の発生を回避する	9-1	離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生	